

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会の名称は「柏豊会」(以下、「本会」とする。)と称する。

(所在地)

第2条 本会は、東京都立豊島高等学校内に置く。

## 第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 本会は、会員相互間の親睦をはかり、母校の発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1)同窓会、親睦会、講演会、講習会等の開催に関する活動
- (2)母校との連携及び支援に関する活動
- (3)会員情報の維持・管理に関する活動
- (4)会誌の発行及び会員の啓発に関する活動
- (5)その他、本会の目的を達成するために必要な活動

## 第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は次の定めにより構成する。

府立第十高等女学校、都立第十高等女学校、都立第十女子新制高等学校、都立豊島高等学校(全日制)を卒業した者、及び在学したもので入会を希望し、役員会が認めたもの。

- (2)会員は本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしないこと。

(経費の負担)

第6条 会員は本会の活動に経常的に生じる費用にあてるため、卒業時などに納める終身入会金の他、通信協力費、寄付などを納める。

## 第4章 総会

(構成)

第7条 総会は、本会の会員をもって構成する。

(権限)

第8条 総会は、本会の最高決議機関で、次の事項について決議する。

- (1)年度活動実績、年度決算
- (2)年度活動計画、年度予算
- (3)役員を選任又は解任
- (4)規約の改定

(開催)

第9条 総会は、定時総会として原則、毎年度の6月第1日曜日に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第10条 総会は、会長が招集する。

(議長)

第11条 総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし会長に事故あるときは、役員会であらかじめ定めた役員がこれにあたる。

(議決権)

第12条 総会における議決権は、総会前の役員会で定める期限までに出席表明のあった会員1名につき1個とする。

(決議)

第13条 総会の決議は、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 以下の事項については前項の規定にかかわらず、出席した当該会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(1) 役員解任

(2) 規約改定

3 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知のあった決議事項について議長に表決を委任することができる。この場合はその会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第14条 総会の議事については、書記が議事録を作成・保管する。

2 出席した会長と、会長から指名された議事録署名人の2名は前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員及び会計監査

(役員設置)

第15条 本会に、次の役員を置く。

(1) 役員10名以上30名以内

(2) 役員のうち会長1名、副会長3名以内、会計2名、書記3名以上とする。

(役員選任)

第16条 役員は、総会前の役員会によって推挙され、総会の決議によって選任する。

(役員職務及び権限)

第17条 役員は、役員会を構成し、この規約で定める職務を分担執行する。

2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は会長を補佐する。

4 会計は、本会の会計業務を執行する。

5 書記は、総会、役員会における必要書類の準備ならびに議事録の作成・保管を行う。

(役員任期)

第18条 役員任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

2 総会の決議をもって補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員辞任と解任)

第19条 役員は自己都合により役員会の承認をもって辞任することが出来る。

2 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第20条 役員は、無報酬とする。ただし、交通費に対しては、実費を支給する。

(会計監査の選任、職務及び権限)

第21条 会計監査の選任は役員より2名を総会後の役員会で決定し、会長が任命する。

2 会計監査は、会長、副会長、会計、書記との兼任はできない。任期は2年とし再任は妨げない。

3 会計監査は、会計職務の執行を監査し、監査報告書を作成し、総会で報告する。

4 会計監査は、会長、副会長、会計、書記に対していつでも活動の報告を求め、本会の財産の状況を調査することができる。

## 第6章 名誉会長および顧問

(名誉会長および顧問)

第22条 本会に、名誉会長および顧問をおくことができる。

2 名誉会長は、東京都立豊島高等学校の現校長をもって役員会が推挙し会長がこれを委任する。その任期は、校長在任期間とする。

3 顧問は、役員会が推挙し、会長がこれを委任する。任期は2年とするが再任を妨げない。

- 4 名誉会長および顧問は次の職務を行う。
  - (1)会長の相談に応じること
  - (2)役員会から諮問された事項について参考意見を述べること
  - (3)顧問は母校との連携を推進すること
- 5 名誉会長及び顧問は無報酬とする。

## 第7章 役員会

(構成)

第23条 本会に役員会を置く。

- 2 役員会は、すべての役員をもって構成する。
- 3 役員会の議長は、会長がこれにあたる。ただし会長に事故あるときは、役員会であらかじめ定めた役員がこれにあたる。

(権限)

第24条 役員会は、次の職務を行う。

- (1) 役員会は原則として毎月開催し、会の運営にあたる。
- (2) 総会前の役員会で、年度活動実績、活動計画、年度会計実績と予算の審議・承認を行う。
- (3) 総会前の役員会で、役員（会長、副会長、会計、書記の指名を含む）の選任または解任を審議し、総会に推挙する。

(招集)

第25条 役員会は、会長が招集する。

- 2 会長に事故あるときは、役員会であらかじめ定めた役員がこれにあたる。

(決議)

第26条 役員会の決議は、役員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第27条 役員会の議事については、書記が議事録を作成・保管する。

- 2 出席した会長は、前項の議事録に署名する。

## 第8章 資産及び会計

(活動年度)

第28条 本会の活動年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(活動報告及び決算)

第29条 本会の活動報告及び決算については、毎活動年度終了後、会長が次の書類を作成し、会計監査の監査を受けた上で、役員会の承認を受け、総会に報告しなければならない。

- (1)活動報告書
- (2)貸借対照表
- (3)収支計算書

(活動計画及び収支予算)

第30条 本会の活動計画書及び収支予算書については、毎活動年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、役員会の承認を受けなければならない。

(書類の保管)

第31条 前項の書類のほか、会計監査報告書、規約及び役員名簿を5年間保管するものとする。

## 第9章 委任

(委任)

第32条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し重要な事項は、役員会の決議を経て、会長に委任することができる。

## 第10章 附則

第33条 この規約は平成28年4月10日から施行する。